



■ 交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準の改正 ■

令和 6 年度税制改正により、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について改正が行われています。

(1) 金額基準の引上げ

損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が「1 人当たり 1 万円以下(改正前:5,000 円以下)」に引き上げられました。

(2) 適用時期

令和 6 年 4 月 1 日以後に支出する飲食費から金額基準が引上げとなります。したがって、例えば 令和 6 年 6 月決算法人の場合、令和 6 年 3 月 31 日以前に支出した飲食費は 1 人当たり 5,000 円以下であれば交際費に該当しませんが、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までに支出した飲食費は一人当たり 1 万円以下であれば交際費等に該当しないことになるため、3 月末決算法人以外の場合には事業年度の途中(3 月 31 日以前と 4 月 1 日以後)で判定基準が異なることに注意が必要です。なお、交際費等の支出の事実のあったときは、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のあったときをいい、これらに要した費用につき仮払又は未払等の経理をしているとしないを問わないものとされています。例えば 3 月 31 日までに発生した飲食費を何らかの理由により 4 月 1 日以降に費用計上(例:3 月 5 日に発生した飲食費をカードで支払い、カードの引き落とし日である 4 月 10 日に費用処理)した場合には、その支出した日は 3 月 5 日になることから、金額基準は 5,000 円以下を適用することとなります。

(3) 経理方法による金額基準の違い

① 税込経理方式を採用している場合

消費税等の額を含めた税込金額により判定を行います。なお、免税事業者の場合には税込経理方式によることが強制されます。

② 税抜経理方式の場合

飲食費の支払先がインボイス発行事業者である場合には、消費税等の額を含めない税抜金額で判定を行います。一方、飲食費の支払先がインボイス発行事業者以外の場合には、消費税等の額が無いこととされる部分の金額(令和 8 年 9 月 30 日までは消費税等の額の 20%相当額、令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までは消費税等の額の 50%相当額、令和 11 年 10 月 1 日以後は消費税等の額の 100%相当額)は飲食費の額に含めることとされています。税込金額が同額だとしても交際費等の判定基準となる金額が時期によって異なることになり、また、1 人当たり 1 万円超である交際費等に該当する場合にも、定額控除限度額(800 万円)、接待飲食費の 50%損金算入特例の対象となる金額にも影響を及ぼすこととなりますので、インボイスの有無を確認して適正な処理を行うことが求められます。

【例 1 人あたり飲食費が税抜金額 9,546 円、消費税等の額 954 円の場合】

支払先		飲食費の金額	交際費等の判定
インボイス発行事業者		9,546 円	該当しない
インボイス発行事業者以外	R8. 9. 30 まで	9,736 円 (9,546 円 + 954 円 × 20%)	該当しない
	R8. 10. ~R11. 9. 30	10,023 円 (9,546 円 + 954 円 × 50%)	該当する
	R11. 10. 1 以後	10,500 円 (9,546 円 + 954 円 × 100%)	該当する